

傭船契約上の請求権の消滅につき、 ICA 1996と修正Centrocon仲裁条項は、どちらが優先するか？

【事案】

2005年5月30日、“GENIUS STAR 1”は、修正 NYPE1946書式を用いて定期傭船に出され、その後、再傭船に出された。

船主と傭船者間の定期傭船契約には、特約として、同契約に関するあらゆる請求は、最終の荷揚げから12カ月以内に、書面による請求および請求者側の仲裁人の指名がなされない場合には効力を失うと規定されていた(39条2項、修正Centrocon仲裁条項)。他方、本件定期傭船契約は、1996 ICA (Inter-Club New York Produce Exchange Agreement 1996) を摂取していた。1996 ICA (6)条には、船主または傭船者の貨物損害に関する求償権は、貨物の引き渡しまたは貨物が引き渡されるべきであった日から24カ月以内(ハンブルグ・ルールが適用される場合は36カ月)に、相手方に對して書面により通知しなければ効力を失う旨が規定され、さらに(2)条には、(6)条に「反する」条項が当該傭船契約に定められていたとしても、その条項に優先して(6)条が適用される旨規定されている。

再傭船者は、ドイツのBrakeからアメリカのAlbanyまで風力タービンのパーツ108個の海上輸送を引き受けた。本件貨物は2006年9月19日にAlbanyで荷揚げされたが、損傷を被ったため、再傭船者は、荷主と同損害について示談した。そこで、再傭船者は、再傭船契約にも摂取されていたICA 1996に従い傭船者に対して通知を行ったものの、仲裁手続きは行わなかった。さらに傭船者も、ICA 1996に従い船主に対して通知を行ったものの、やはり仲裁手続きを行わなかった。

そこで、船主は、本定期傭船契約39条2項に基づき、貨物損害求償権は消滅しているとして支払いを拒否したため、仲裁が申し立てられた。仲裁廷は、船主の主張を認めなかつたため、船主は高等法院に上訴した。(The “Genius Star 1” [2011] EWHC3083 (Comm))

【判決】

船主は、本定期傭船契約39条2項とICA (6)条は、双方ともこれを遵守しなければ請求が消滅するという効果は同じであるものの、前者は後者にはない仲裁手続の開始という要件を付加しているのであるから、前者は後者に「反する」関係はない、

前者と後者は併存しているのであるから、傭船者が荷揚げから12カ月以内に仲裁の手続きを行わなかった以上、傭船者らの求償権は消滅していると主張した。

高等法院は、この主張を退け、本定期傭船契約39条2項およびICA (6)条はともに各要件を満たさなければ権利が消滅する点では一致しているところ、その要件が異なるのであるから、両規定は「反する」のであり、したがって、ICA (2)条に基づき同(6)条が優先的に適用される、また、実質的にも、貨物求償クレームに本定期傭船契約39条2項が適用されるすると、ハーグ・ヴィスピールール(1年間)およびハンブルグ・ルール(2年間)の下における期間満了間近にクレームを受けた当事者に求償の余裕を与えたICAの趣旨が害されてしまうとして、傭船者らの請求を認めた。

【コメント】

ICAは、船主と傭船者間の貨物損害賠償に関する最終的な分担について、時間と費用がかかる仲裁や訴訟を避けるためにInternational P&I Clubが作成した協定であり、NYPE1946書式等による傭船契約に採用することが推奨されている。このICA制定の趣旨からは、そもそも本件のように訴訟となることは望ましくなかったと言えるが、判決内容は妥当であろう。

なお、本判決がICA (6)条を適用したのはICA (2)条に基づくものであるから、同条と同様の規定が存在しないICA 1984が傭船契約に採用されている場合には、本判決と結論が異なりうる。本判決においても、Centrocon仲裁条項をICA1984に優先して適用し、請求権の消滅を認めたとした“the Mary Elle”事件判決に言及しているところである。 (了)

◆プロフィル◆ 弁護士 雨宮 正啓

小川総合法律事務所パートナー弁護士、海事補佐人

【略歴】1986年早稲田大学法学部卒業、1989年日通総合研究所、1991年早稲田大学大学院法学研究科博士前期課程修了、1999年小川総合法律事務所入所、2004年ロンドン海事法律事務所研修、2005年中国海事法律事務所研修、2011年早稲田大学講師(海法担当)、大連海事大学客員教授